

町の区域の変更について

本市の区域内の町の区域を別紙変更調書とおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成17年10月3日

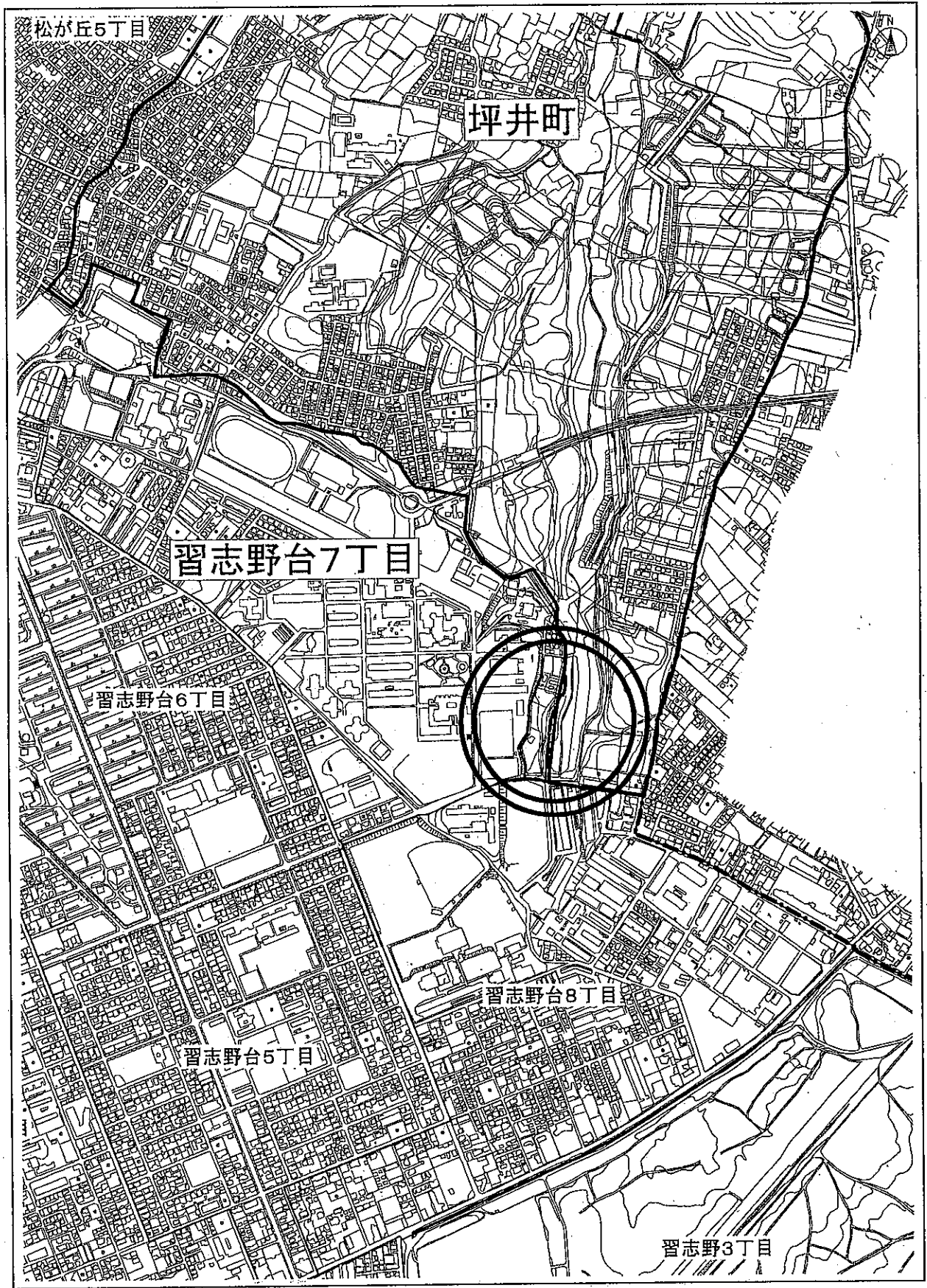
船橋市長 藤代孝七

変更調書

新	旧	地番
習志野台7丁目	坪井町	220の内 225の15の内
坪井町	習志野台7丁目	1,770の1の内 1,770の7の内 1,770の8の内 1,772の1の内 1,772の30の内 1,985の1の内

備考 上記の土地の表示は、平成17年4月15日現在の登記事項証明書によるものである。

町区域変更位置図



町区域変更図

